

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 7 月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第54号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (狩猟税の税率の特例)</p> <p>第30条 平成20年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第142条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に 2 分の 1 を乗じた税率とする。</p> <p>(1) 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）<u>第 9 条第 5 項</u>の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録</p> <p>(2) [略]</p>	<p>附 則 (狩猟税の税率の特例)</p> <p>第30条 平成20年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第142条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に 2 分の 1 を乗じた税率とする。</p> <p>(1) 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）<u>第 9 条第 6 項</u>の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録</p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。